

# 伊勢山小学校 地域防災拠点 新部員募集中!

私たちの街を、私たちの手で。  
あなたの力が、地域の安心を創ります。

自分と家族  
を守る!

地域の  
のために!

防災知識・技術を  
楽しく学ぶ!

## 活動内容(例)

- 避難所運営訓練  
受付設定、装備運営、  
機備運作
- 備蓄品の点検・管理  
食品や災害設具管理
- 定例会議  
合理範囲内で参加OK
- 地域の見守り活動



## こんな方、大歓迎!

- 近所に顔見知りを増やしたい方
- 仕事のスキルを地域に活かしたい方
- 防災の知識を身につけたい方
- 初心者、学生の方も大歓迎!
- 特に子育て世代大歓迎!
- 現役世代の方も多く活動しています!



親子  
支援



【まずはお気軽にお問い合わせください!】

どんな活動をするの?

たまにしか参加できないけど...

★ 連絡先: 下村町内会 会長 [ポスター記載]

☎ TEL: 080-3344-1230 [ポスター記載]

✉ メール: noriakikozuka@gmail.com

## 伊勢山小学校地域防災拠点 新部員募集

「いざという時」に備え、私たちの避難所となる伊勢山小学校防災拠点の運営にご協力いただける方を募集いたします。

現在、運営拠点の担い手が不足しており、このままでは万一の際に敏速な避難所運営が難しくなる可能性があります。

地域の防災力を高めるため、皆様のお力をお貸しください。

### ◆ 主な活動

- 平時 : 年に一度の地域防災拠点訓練への参加が中心です。
- 災害時 : 以下の班に分かれ、協力して避難所を運営します。

### ◆ 各班の役割

- 庶務班 : 避難所運営の司令塔として、全体の調整役を担います。
- 情報班 : 命を守る情報を、正確かつ敏速に伝達・共有します。
- 救出救護班 : 安否確認や救出、応急手当など人命を守る初期活動を担当。
- 食料物資班 : 避難生活を支える食料や生活必需品の管理・供給を担当。
- 資機材班 : 必要な機材を管理し、安全な避難環境を確保します。

**特別な知識や経験は不要です。**

「地域の為に何かしたい」という方、ぜひご協力をお願いします。

ご協力いただける方は下記に連絡先をご記入ください・

お名前		
連絡先		

お名前		
連絡先		

連絡先

下村町内会 会長

小塚(080-3344-1230)

# 命を守るための防災チェックシート

まずは自宅で確認。できることから備えましょう

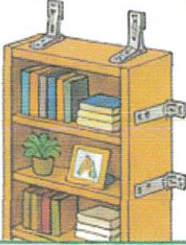
【下村町内会・防災】



自分たちでは難しい、出来そうにない事は、  
気軽にいつでも各組長や会長に **ご相談下さい。**

## 1 家具・家電の転倒防止

タンス・冷蔵庫・テレビ・  
本棚などを固定している



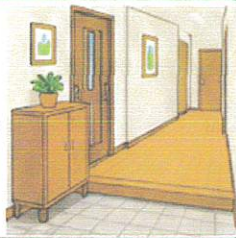
## 2 寝る場所の安全確認

寝室の近くに倒れたり  
落ちたりする物を  
置いていない



## 3 避難経路の確保

玄関・廊下・通路に物を置かず、  
すぐ避難できる



## 4 非常用持ち出し袋

水・食料・薬・ライト・  
充電器などを準備  
している



## 5 備蓄の確認

最低3日分、できれば  
1週間分の備蓄がある



## 6 避難場所・集合場所

家族で防災拠点と  
集合場所を決めている



## 7 連絡方法の確認

災害時の連絡手段や  
安否確認方法を  
共有している



## 8 火災への備え

感震ブレーカー・消火器・  
コンロ周りを確認  
している



## 9 支援が必要な人への備え

高齢者・子ども・障害の  
ある方への声かけや  
支援を考えている



## 10 早めの避難判断

危ないと感じたら、  
命を守る行動を  
最優先にする



## 11 現金の準備

千円札と小銭を備え、  
停電時も現金で買い物  
できるようにする



## 12 ペットがいる家庭の備え

餌やトイレ用品を備蓄し、  
在宅避難と同行避難の  
準備をしておく



完璧を目指すより、まず一つずつ。  
地域で助け合い、命を守りましょう。



# 令和8年から 気象警報等が 大きく変わります。



警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます。

「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます。

◎発表される警報・注意報の名称にレベルが付記されます。避難行動と直結するレベルがすぐわかり、避難判断の目安が明確になります。詳しくは裏面に。

◎危険な場所から避難が必要な状況であるレベル4相当の情報が「危険警報」として発表されます。

【変更例】

(旧)「土砂災害警戒情報」

【変更例】

(旧)「大雨警報」

→ (新)「レベル3大雨警報」

→ (新)「レベル4土砂災害危険警報」

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1	早期注意情報			

【お問い合わせ】 横浜市総務局緊急対策課 電話：045-671-2064/FAX：045-641-1677  
若しくは、最寄りの区役所総務課にお問い合わせください。

# 避難のタイミングは レベルで判断

災害が起きる前に何をすべきか、  
レベルごとにチェック！



時間推移のイメージ

数日～  
1日前

**レベル1 早期注意情報** ・災害への心構えを一段高める

半日～  
数時間前

**レベル2 注意報** ・ハザードマップ等で災害リスクを再確認する  
・自らの避難行動を確認

数時間～  
3時間前

**レベル3 警報** ・避難に時間がかかる**高齢者等は危険な場所から避難する**  
・高齢者等以外の人も必要に応じて避難の準備や自主避難

2時間～  
0時間前

**レベル4 危険警報** ・**危険な場所から全員避難する**  
※台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了

災害  
発生

**レベル5 特別警報** ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況  
・今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する

## 気象警報等の発表区域が南北に分かれます。



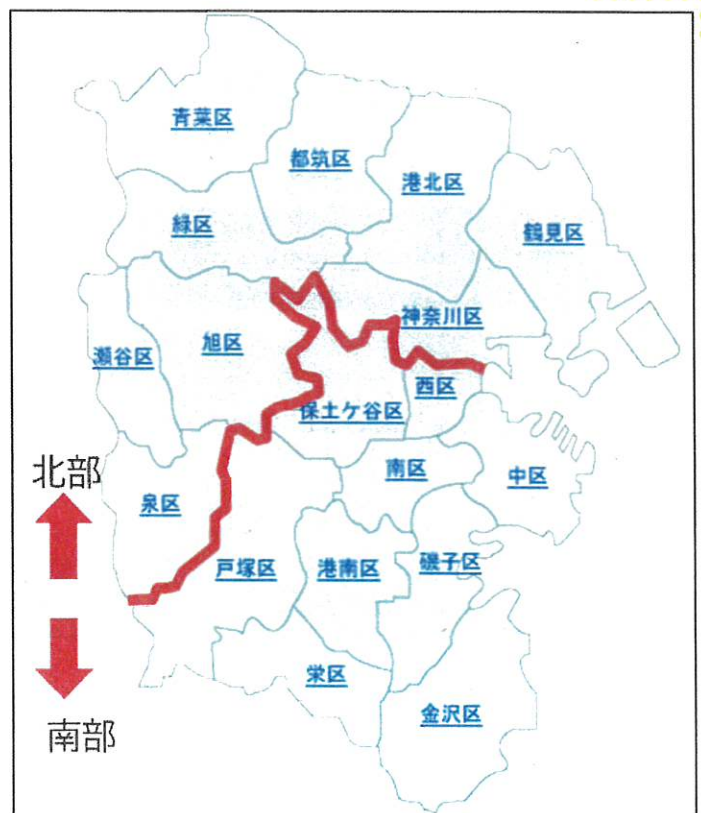
なぜ、南北に分けて発表するの？

◎横浜市は面積が広く、降雨の状況や危険度に地域差が生じやすいという特性がありました。そのため、市内全域で発表される気象警報等が、区域によっては実際の危険度と必ずしも一致していませんでした。今回、発表区域を北部・南部に分けることで、より実際の危険度に即した気象警報等を発表できるようになり、また、市としてのより的確な防災対応を図ることができます。



何が変わるの？

◎全ての気象警報等（大雨、土砂、高潮など）が南北に分かれて発表されます。例えば、これまで市内全域で発表されていた「大雨警報」が、今後は「レベル3大雨警報（横浜市北部）」、「レベル3大雨警報（横浜市南部）」と発表されるようになります。



# 知っていますか? 自転車の違反に 青切符導入!

## 交通反則通告制度

取り締まりの対象年齢は

**16歳**以上!

### 自転車等に対する交通反則通告制度 (「青切符」による取り締まりを行う反則金制度)が適用に

(法第125条及び別表第2関係)

※交通反則通告制度とは、比較的軽微な交通違反に交通反則告知書(いわゆる「青切符」)が交付され、違反者が反則金を納付すれば刑事罰に科されない制度です。

自転車関連事故や自転車の違反による検挙件数が増え、取り締まりに実効性や合理化が求められる中、刑事手続とは異なるこの制度の導入により、比較的軽微な違反が迅速かつ円滑に処理されます。

こんな違反は  
**反則金**  
の対象に!!  
※一例を記載



携帯電話の使用等(保持)

反則金 **12,000円**

遮断踏切立ち入り

反則金 **7,000円**



並進



二人乗り

反則金 **3,000円**

車道の右側通行



信号無視  
(赤色等)



反則金 **6,000円**

一時不停止



イヤホンの使用



無灯火



※必要な音が聞こえないなどの場合

反則金 **5,000円**

走行中に携帯電話を使用して交通の危険が生じたり、「酒酔い運転」や「妨害運転」など、特に悪質な違反行為は交通反則通告制度の対象外のため、これまで通り赤切符を受け、刑事手続となります。

警察官の指導や警告を受けた場合は  
すみやかに従わなければなりません。

警告に従わずに違反行為を続けた場合や、通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は、取り締まりの対象となります。



取り締まりは、自転車事故が多い時間帯や場所等重点的に実施されます。

車両の運転者としての自覚と責任を持ち、  
今まで以上に、ルールをしっかりと守りましょう。

自転車の基本的なルール  
「自転車安全利用五則」  
を確認してみましょう。



# 16歳以上の自転車交通違反に

交通反則通告制度

# 青切符適用!

遮断踏切  
立ち入り

7,000円



信号無視  
右側通行

6,000円

イヤホン使用  
一時不停止

5,000円



悪質・危険な違反<sup>(※2)</sup>が反則金の対象に!

※2…①違反自体が悪質・危険な場合、②違反により交通の危険が生じた場合、③指導警告を無視して行った場合など



携帯電話使用等  
(保持)

12,000円

## 何が変わる?

## 赤切符→青切符

- ☑ 手続上の負担の軽減…取調べや裁判のための出頭がなくなる
- ☑ 前科がつかなくなる…罰金(刑事罰)でなく行政制裁金となる
- ☑ 実効性ある責任追及…違反現場で反則金の納付書が渡される

※1 比較的軽微な交通違反に交通反則告知書(いわゆる青切符)が交付され、反則金を納付すれば刑罰が科されない制度です。

2025年12月1日から

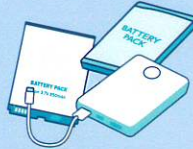
# リチウムイオン電池等の 収集を開始します!

週2回の燃やすごみの収集日に「電池類」として  
一つの袋で出してください

家庭から出るすべての電池類が対象です

## リチウムイオン電池等

充電して繰り返し使用できるもの  
〈例〉モバイルバッテリー、電動自転車のバッテリー



## 乾電池



## コイン電池



## ボタン電池



他のごみとは  
混ぜないで



横浜市資源循環局  
マスコット「イーオ」



燃やすごみ



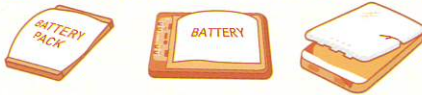
バッテリーの  
取り外せない小型家電

※可能な限り電池を使い切って、テープ等で絶縁をしてください。

※バッテリーの取り外せない小型家電(手持ち扇風機、携帯ゲーム機など)は、同じ日に別の袋でお出してください。

### 集積場所に出してはいけないもの

#### ■ 膨張・破損したリチウムイオン電池等



#### ■ ポータブル電源

資源循環局収集事務所に  
お持ち込みください。

回収時間 9:00~16:00〈月曜日~土曜日〉  
(11:30~13:30は避けてください。)

※自動車・二輪車用のバッテリーは電池類の対象外です。

※一番長い辺が、金属製品で30cm以上のもの、それ以外で50cm以上のものは粗大ごみです。

燃やすごみなどに混入するリチウムイオン電池等が原因による  
火災が増えています。事故を防ぐためにご協力をお願いします。



お問合せ先 資源循環局 各区収集事務所

詳細はこちら ▶

